

# みやすま健康省エネ住宅ラベリング制度について

一般財団法人宮城県建築住宅センター

## 1 はじめに

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」（平成27年法律第53号）が改正され、令和3年4月1日から基準適合義務の対象の拡大（非住宅部分300㎡以上）や戸建住宅等の設計者から建築主への説明義務制度がスタートします。

これを契機に、建築士や住宅事業者等の関係技術者の省エネ建築物の設計・施工スキルの向上が求められると共に、国民の住宅の省エネ性能に関する関心が高まることが予想されます。

また、2018年にWHO（世界保健機構）は「住まいと健康に関するガイドライン」を発表し、寒さによる健康影響から居住者を守るための室内温度として18℃以上を強く勧告しています。また、欧米では日本の2倍以上の断熱性能を義務化しており、国の基準を上回るより高い断熱性能を備えた住宅の普及が求められています。

これらを踏まえ、断熱性能向上による健康で快適な住まいづくりの促進及び冷暖房負荷の低減による脱炭素社会の実現に資するため、センターは公益事業として、「一般社団法人20年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会」が定める『HEAT20』をベースとした独自の省エネ住宅の断熱性能基準を定めて、新築の一戸建て住宅を対象にその基準への適合状況を評価・認証するラベリング制度を4月1日からスタートします。

## 2 断熱性能基準

グレード		外皮平均熱貫流率：U <sub>A</sub> 値 ≤ W/ (㎡K)		
		3地域	4地域	5地域
みやすまプラチナ	M-G3	0.20	0.23	0.23
みやすまゴールド	M-G2	0.28	0.34	0.34
みやすまシルバー	M-G1	0.38	0.46	0.48

グレード	冷房期の平均日射熱取得率：η <sub>AC</sub> 値 ≤		
	3地域	4地域	5地域
全て	—	—	3.0

グレード	防湿措置
全て	次の防湿措置の必要な断熱材（繊維系断熱材等）を使用する室内側の部分には、防湿シート等の措置を施すこと。 ・グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム （吹付け硬質ウレタンフォームA種1またはA種2に適合するものを除く） ・その他これに類する透湿抵抗の小さい断熱材

※1 地域区分は「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等を定める件」（国土交通省告示第265号）による。

※2 建築主は、一次エネルギー消費量の削減及び高气密化に努めること。

## 3 対象住宅

ラベリングの対象とする新築一戸建て住宅は、登録住宅性能評価機関等の第三者評価制度を活用するため、以下のとおりとします。（4月1日時点で施工中のものを含む。??）

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する設計住宅性能評価を受けた住宅（以下「住宅性能表示住宅」という。）
- 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき認定を受けた住宅のうち、省エネルギー対策を基準省令及び非住宅・住宅計算法により確認したもの（以下「認定長期優良住宅」という。）
- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき認定を受けた住宅（以下「認定低炭素住宅」という。）
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第7条に係る建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針に基づく第三者認証を受けた住宅（以下「BELS」という。）

- 5 建築物省エネ法第35条による認定を受けた住宅（以下「性能向上計画認定住宅」という。）
- 6 住宅金融支援機構のフラット35S融資対象住宅のうち、省エネルギー性の技術基準を満たすもの（以下「フラット35S省エネ住宅」という。）
- 7 その他、センターが断熱性能基準への適合を認証できるものとして認めたもの

## 4 申請方法

### 申請書類等

下記の申請書等をセンター建築確認部建築確認課に郵送等により提出してください。  
 なお、センターで第三者評価を受けた場合は、書類の一部を省略することができます。

- 1 みやすま健康省エネ住宅設計認証審査申請書
- 2 外皮平均熱貫流率（ $U_A$  値）及び冷房期の平均日射熱取得率（ $\eta_{AC}$  値）が記載された評価書又は認定書等（下記参照）
- 3 防湿層の施工方法に関する設計内容が記載された図書（繊維系断熱材等、防湿措置が必要な材料を使用する場合に限る。矩計図等）
- 4 委任状

住宅の種類	添付する評価書等（写し）
住宅性能表示住宅	設計住宅性能評価書
認定長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画認定通知書等
認定低炭素住宅	低炭素建築物新築等計画認定通知書等
B E L S	B E L S 評価書
性能向上計画認定住宅	性能向上計画認定通知書等
フラット35S省エネ住宅	設計検査に関する通知書（新築住宅）
各住宅共通	外皮平均熱貫流率及び外皮平均日射熱取得量計算書（国立研究開発法人建築研究所等）又は 一次エネルギー消費量計算結果（国立研究開発法人建築研究所）

### 申請先

一般財団法人宮城県建築住宅センター建築確認部建築確認課

## 5 認証ラベルの交付

センターは、申請された住宅の設計内容が断熱性能基準に適合すると認めるときは、適合する断熱性能基準に応じて「みやすま健康省エネ住宅設計認証ラベル」を交付します。

## 6 スケジュール

令和3年4月1日から受付を開始します。

## 7 その他

建築士や住宅事業者向けの省エネ技術講習会の開催を予定しております。また、センターのホームページ等により省エネ関連情報を提供します。

設計・施工に当たっては、一般社団法人宮城県建築士事務所協会が作成した「みやぎ型ゼロエネルギー住宅環境設計マニュアル」が参考となります。

## 8 お問い合わせ

〒980-0011

仙台市青葉区上杉1-1-20

一般財団法人宮城県建築住宅センター

建築確認部建築確認課

☎022-262-0401、URL:<https://www.mkj.or.jp>（メールフォームお問い合わせ）